

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の組織化の更なる推進について

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー。以下単に「個人タクシー」という。）については、キャッシュレス機器等の共同購入や共同施設の利用による事業の近代化・合理化を推進するとともに、事業者への行政方針の周知徹底を図るため、組織化の推進について、個人タクシー業界に指導してきたところである。

また、昨年12月に一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会及び一般社団法人全国個人タクシー協会の代表者で構成される「魅力あるタクシー業界の実現に向けた法人タクシー・個人タクシーの連携に関する検討会」で決定した「個人タクシーが抱える課題解決に向けた取組パッケージ」においては、個人タクシー事業の高齢化・事業特性を踏まえた安全対策のあり方、利用者利便の向上等に関する組織的な対応を検討することとしており、これらの取組を確実に進めるためには、個人タクシー事業の組織率の向上が必要となる。

このような状況を踏まえ、いずれの組織にも加入しない個人タクシー事業者の組織への加入を推進するため、下記のとおり取り扱うこととしたので、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう取り図られたい。

記

1. 事業の許可、譲渡譲受又は相続認可の申請書に「加入する事業協同組合名」欄を設けること。
2. 申請書の受付時において、「加入する事業協同組合名」欄が未記入の場合には、申請者に対して、事業協同組合への加入を促すとともに、事業協同組合への加入を希望しない場合には、その理由を「加入する事業協同組合名」欄に記載させるよう努めること。
3. 許可等に付した期限の更新時においても、申請者が事業協同組合に加入していない場合には、申請書の受付時において、事業協同組合への加入を促すよう努めること。
4. 上記2又は3の対応に当たっては、事業協同組合へ加入することについての効果（行政方針（補助金に関する内容等を含む。）の周知や会員間の相互扶助など）について説明すること。